

新潟市園芸経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、燃油及び生産資材の価格高騰に対応するため、生産費に占める燃料費の割合が大きい園芸農業者の負担の軽減に必要な資機材等を導入する経費に対し、支援予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象及び補助率等）

第2条 市長は、新潟市内に住所を有する者のうち、別表1の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）において、必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業ごとの補助対象経費の区分、対象となる事業費、補助率、限度額及び施工完了時期は、別表2-1、別表2-2、別表2-3に定めるところによる。

（交付の申請）

第3条 補助事業者は、市長が定める期日までに別表3-1、別表3-2、別表3-3の定めるところにより補助金等交付申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

2 補助金の算出にあたっては、千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

（事業の着工）

第4条 事業の着工は原則として補助金の交付決定後とする。ただし、事業の性格、内容等により、早期着工を必要とする場合は、補助事業等交付申請書に交付決定前着工届（様式第2号）を添えて申請した上で着工するものとする。この場合において、補助金の交付が決定されないときは、自己資金による事業の実施とする。

（実績の報告）

第5条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第3号）と省エネに向けた取り組み確認シート（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

（財産処分の制限）

第6条 補助事業によって取得した機械・施設の財産処分が必要な場合は、その旨を市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に準ずるものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助事業者が無断で活動を休止し、若しくは組織を解散し、又は事業で取得した機械施設等を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月31日から施行し、令和7年2月20日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日をもって失効する。ただし、要綱第6条の規定については、この要綱の失効後も、その効力を有する。

別表 1

補助事業者(事業主体)の要件	・ 個人及び法人においては、下記の 1 及び 3 を満たしていること。 ・ 農業者の組織する団体（以下、「団体」という。）においては、下記の 2 及び 3 を満たしていること。 1 農業経営改善計画認定者（認定農業者）又は青年等就農計画認定者（認定新規就農者）であること。（いずれも認定見込者を含む）。 なお、ここでいう認定見込者とは、本事業の申請時点で農業経営改善計画又は青年等就農計画を市町村等へ提出しており、計画認定が確実な者のこと。 2 以下の（１）～（５）すべてを満たす団体であること。 （１）１年以上の活動実績があり、３戸以上の農家で組織されていること。 （２）構成員の 2／3 以上が下記のいずれかの要件を満たしていること。ただし、集落等のまとまりにより 10 名以上のもので組織する団体が事業を行う場合は、いずれかの要件を備えたものが中心的役割を果たしている団体であること。 ・ 認定農業者又は認定新規就農者（認定見込者を含む） ・ エコファーマー（認定見込者を含む） ・ 新潟県特別栽培農産物認証制度認定者 ・ 有機 JAS 認証制度認証者 ・ 食と花の銘産品を生産する販売農家 （３）団体の規約が整備されていること。 （４）代表者を定めていること。 （５）組織名義の口座があること。 3 新潟市税を滞納していないこと。 なお、団体においては、受益農業者全員が新潟市税を滞納していないこと。
----------------	---

別表 2-1

種目	園芸における省エネルギー設備の導入支援
補助対象事業	設置済の施設園芸用暖房機を、省エネルギー効果が高いと見込まれる設備に代替する事業
補助事業者 (事業主体)	個人、法人。ただし、「リース」の場合は借受者により判断する。
補助対象経費	・高効率暖房機、小型温風機またはヒートポンプの導入に要する経費 ・付帯設備（煙筒、サーモ、制御盤等） ・工事費（据付工事） ※既に設置されている暖房機の入替に限る ※現行機と同等の能力の機種に限る
申請が可能な総事業費	・30万円以上（消費税除く） ・上限事業費は設けない
補助率及び限度額	当該事業に要する経費（税抜価格）の1／2以内 補助上限額180万円
提出書類	別表3-1に定める書類
施工完了時期	令和7年4月1日から12月末日までに施工が完了すること

別表 2-2

種目	既存の暖房機のメンテナンス支援
補助対象事業	設置済の暖房機の燃費向上につながるメンテナンスへの支援事業
補助事業者 (事業主体)	法人、団体
補助対象経費	・ ノズル交換、電磁ポンプの交換にかかる経費 ・ 上記交換に必要な施工費用 ※既に設置されている暖房機のメンテナンスに限る
申請が可能な総事業費	上限および下限事業費は設けない
補助率及び限度額	・ 当該事業に要する経費（税抜価格）の 1 / 2 以内 ・ 補助上限額は暖房機 1 台あたり 5 万円
提出書類	別表 3-2 に定める書類
施工完了時期	令和 7 年 4 月 1 日から 1 2 月末日までに施工が完了すること

別表 2-3

種目	園芸用の省エネルギー型資材の導入にかかる支援
補助対象事業	設置済みの暖房機の燃費向上につながる被覆資材の張替
補助事業者 (事業主体)	法人、団体
補助対象経費	被覆資材導入経費 ① 内張り被覆 ② 外張り被覆 ③ ①②に併せた簡易な換気部材 ※暖房機が設置済みの施設園芸用ハウスに限る ※修繕資材に係る経費は除く
申請が可能な総事業費	・ 10万円以上（消費税除く）（団体あたり） ・ 上限事業費は設けない
補助率及び限度額	・ 当該事業に要する経費（税抜価格）の1／2以内 ・ 補助上限額180万円（受益農家の上限）
提出書類	別表 3-3 に定める書類
施工完了時期	令和7年4月1日から12月末日までに施工が完了すること

別表 3-1

提出書類		
事業名	交付申請	実績報告
園芸における 省エネルギー 設備の導入支 援	・ 交付申請書（様式第 1 号） ・ 事業費（「リース」の場合はリース料金）の 3 者見積もり ・ 個人又は法人の口座の写し ・ 導入機械のパンフレット ・ 共通添付資料 1 ・ 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）	・ 実績報告書（様式第 3 号） ・ 共通添付資料 1 ・ 「購入」の場合は、導入した機械の保険加入を証する書類 ・ 「リース」の場合は、機械購入実績を証する書類及びリース契約書の写し ・ 事業実施成果の写真 ・ 領収書の写し ・ 省エネに向けた取り組み確認シート（様式第 4 号）

別表 3-2

提出書類		
事業名	交付申請	実績報告
既存の暖房機のメンテナンス支援	・ 交付申請書（様式第 1 号） ・ 事業費の見積もり ・ 規約の写し及び構成員名簿（団体の場合のみ） ・ 法人又は団体の口座の写し ・ 共通添付資料 1 ・ 個別様式 1 号 ・ 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）ただし、団体の場合は、受益農業者分。	・ 実績報告書（様式第 3 号） ・ 共通添付資料 1 ・ 個別様式 1 号 ・ 事業実施成果の写真 ・ 領収書の写し ・ 省エネに向けた取り組み確認シート（様式第 4 号）

別表 3-3

提出書類		
事業名	交付申請	実績報告
園芸用の省エネルギー型資材の導入にかかる支援	・ 交付申請書（様式第 1 号） ・ 事業費の 3 者見積もり（3 者揃わない理由がある場合、理由書で代用可） ・ 規約の写し及び構成員名簿（団体の場合のみ） ・ 法人又は団体の口座の写し ・ 導入資材のパンフレット ・ 共通添付資料 1 ・ 個別様式 1 号 ・ 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）ただし、団体の場合は、受益農業者分。	・ 実績報告書（様式第 3 号） ・ 共通添付資料 1 ・ 個別様式 1 号 ・ 施設内の暖房機の写真 ・ 事業実施成果の写真 ・ 領収書の写し ・ 省エネに向けた取り組み確認シート（様式第 4 号）

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所

(法人、団体にあつては所在地)

氏名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

補 助 金 等 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

新潟市園芸経営継続緊急支援事業

種目名：☐ 園芸における省エネルギー設備の導入支援

☐ 既存の暖房機のメンテナンス支援

☐ 園芸用の省エネルギー型資材の導入にかかる支援

2 補助事業の目的及び内容

3 補助対象経費

4 交付申請額及びその算定方法

(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てること。)

5 補助事業の着工(予定)年月日

年 月 日

6 補助事業の施工完了(予定)年月日

年 月 日

7 補助事業の完了(予定)年月日

年 月 日

8 情報の公表の内容、方法及び時期

9 添付書類

要綱別表 3-1、3-2、3-3 の提出書類のとおり

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所

(法人、団体にあつては所在地)

氏名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

補助金交付決定前着工届

新潟市園芸経営継続緊急支援事業として、下記の事業を補助金の交付決定前に着工したので、補助金の交付が決定されない場合は、自己資金での事業実施とすることを了承の上、関係書類を添えて届出します。

記

1 補助金の交付決定前に着工しようとする事業
別紙 共通添付資料 1 に記載の事業

2 交付決定前に着工する理由

年 月 日

(宛先) 新潟市長

事業主体 住所
(法人、団体にあつては所在地)

氏名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業が完了したので、
次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

新潟市園芸経営継続緊急支援事業

- 種目名：☐ 園芸における省エネルギー設備の導入支援
☐ 既存の暖房機のメンテナンス支援
☐ 園芸用の省エネルギー型資材の導入にかかる支援

2 交付決定額及びその算定方法

交付決定額

精 算 額

3 補助事業の施工完了年月日

年 月 日

4 補助事業完了年月日

年 月 日

5 補助事業の成果

6 補助事業の精算に係る収支明細

別添「領収書の写し」のとおり

7 情報の公表の状況

8 添付書類

要綱別表 3-1、3-2、3-3 の提出書類のとおり

年 月 日

申請者 住所
氏名

省エネに向けた取り組み確認シート

《点検方法》
・当該年度に実施した取組内容に基づき、各項目について実行状況を点検します。 ・実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。

	項目	チェック欄
温度センサー 燃油暖房機	定期的にバーナーノズル周辺を清掃、点検をしているか	
	ノズルヒーターに不具合はないか	
	燃焼空気取入口で適正な空気量となるように調整しているか	
	長期間保存した重油を使用していないか	
	生長点付近など適切な高さに設置しているか	
	暖房機や送風ダクトの吹き出し口付近に設置していないか	
	温度センサーは正常に作動しているか	
	温度設定にあたり栽培作物の適温を確認したか	
内張カーテン 外張被覆	温室内外に光を妨げるような障害物がないか	
	被覆資材が汚れていないか	
	被覆資材の破れや隙間を点検したか	
	天窓や出入口部の破損や隙間を点検したか	
	被覆資材留具の緩みを点検したか	
省エネ暖房に向けた基本的な項目です。 これらの実践により 10%程度の燃油削減が期待されます。		

※実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など（記入欄）

新潟市園芸経営継続緊急支援事業共通計画書（実績書）

種目（ ☐ 省エネ設備の導入 ☐ 暖房機メンテナンス ☐ 省エネ資材の導入 ）

実施年度	令和7年度					
補助事業者名	(認定年月日：)					
住所						
事業の概要	事業内容(能力)	数量・単価	事業費	補助対象経費	補助率	市補助金
	【種目名】			円		円
	【種目名】					
	【種目名】					
施工箇所・設置場所			計	円		円
負担区分	事業費	市補助金	団 体		そ の 他	
	円	円	円		円	

注1) 事業主体が農業者の組織する団体の場合は、下段（ ）内に代表となる認定農業者の氏名を記載する。

項目 品目名	経営の状況（令和7年）
	作付面積 (a)
合計	

※申請者の経営全体の状況（計画を含む）を記載すること。

【種目：園芸における省エネルギー設備の導入支援のみ記載】

	【既存の機種】	【導入機種】
機種名		
購入年		
燃油消費量 (ℓ/h)		※既存の機種より効率化していること
熱出力 (kcal/h) または 標準暖房面積 (a)		※既存の機種と同等であること

個別様式1号 実施計画・実績一覧表

□ 既存の暖房機メンテナンス支援 □ 園芸用の省エネルギー型資材の導入にかかる支援

団体名 または 法人名	代表者名 (団体の場合は 受益農家名)	住所 (団体の場合は受益者)	認定状況等 ※	施設内に 暖房機有	事業種目	着工 (予定) 年月日	施行完了 (予定) 年月日	事業費 (円)	補助対象 事業費 (円)	補助金額 (円)
合計									0	0

※該当する番号を記入する

①認定農業者又は認定新規就農者、②エコファーマー、③新潟県特別栽培農産物認証制度認定者、④有機JAS認証制度認証者、⑤食と花の銘産品を生産する販売農家